

# 四国中央市健康づくり推進協議会要綱

平成26年 6月16日

告示第110号

(設置)

第1条 本市における市民の健康づくりに係る施策を推進するため、四国中央市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康診査、健康相談、保健及び栄養指導、食生活改善、予防接種等の各種事業の推進
- (2) 地区組織の育成並びに健康教育の実施及び普及
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体等に属する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要に応じて会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康づくり推進担当課で処理する。

(その他)

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。